

米子市デジタル・トランスフォーメーション（DX）
推進計画

令和4年3月策定

令和6年3月改訂

米子市

目次

第1章 背景と本市の課題	p. 1
第2章 計画の基本事項	p. 2
第3章 基本方針	p. 4
第4章 これまでの取組	p. 4
第5章 重点的な取組内容	p. 6
第6章 用語の説明	p. 16
第7章 ロードマップ	p. 21

第1章 背景と本市の課題

1. 社会情勢

日本の総人口は2008年から減少が続いているなか、高齢者（65歳以上）人口は2040年頃にピークを迎えることが見込まれています。1995年に8,726万人だった生産年齢人口は、2015年には7,728万人となり、2040年には6,000万人を割り込むと見込まれ、今後は労働力の供給に制約が生じると想定されています。

いわゆる「2040年問題」として、社会保障をはじめとする様々な問題への影響が懸念されています。それは、生産年齢人口の減少による税収の減等の財政面への影響にとどまらず、減少する労働力を民間、行政にかかわらず、分かち合わなければならないという側面もあります。

国の自治体戦略2040構想研究会第二次報告書において、「従来の半分の職員でも自治体として本来担うべき機能が発揮」できる市役所を目指す必要があるとされていることは、その端的な例です。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応の中で、デジタル化をより一層推進していく必要性が改めて認識されています。これまでの、書面・押印・対面による手続についてはオンライン化を推進し、また、テレワークの活用などにより、場所や時間にとらわれない働き方や仕事の方法の実現が望まれています。

行政においても、窓口に出向かなくても市民サービスを受けることができる仕組みを構築するなど、ウィズコロナ・ポストコロナ時代における新たな日常にふさわしい環境を整備していく必要があります。

国においては、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針（令和2年12月）」「デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月）」が策定され、社会全体のデジタル化をリードする強力な推進主体（司令塔）となる「デジタル庁」が創設されるなど、デジタル改革に向けた動きが加速しています。

2. 本市の現状、課題

全国の多くの自治体も同じような状況にありますが、本市の人口も減少傾向にあり、2021年4月では人口146,680人のうち、65歳以上が42,892人(29.2%)で、社会保障・人口問題研究所の推計人口（2023年）では、2040年には人口132,430人、65歳以上46,047人（34.8%）と推計されています。

これまでと同じやり方をしているのは、近い将来に自治体運営そのものが立ちゆかなくなることは明白です。加えて、新型コロナウイルス感染症への対応と、それを契機とする急速なデジタル化の波により、本市においても、大きな変革、いわゆるDXを推進していかなければなりません。

DXの推進、すなわち、デジタル技術によって業務を改革し、行政サービス向

上と業務効率向上を推進することは、喫緊の課題となっています。

D Xの推進には、全国の自治体と歩調を揃えて実施すべき内容もあります。総務省において自治体が重点的に取り組むべき事項が盛り込まれた「自治体D X推進計画（令和2年12月）」が策定され、また、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年5月公布、令和3年9月施行）」等により標準準拠システムの利用が義務付けられています。これらについては、全庁一体となり、スケジュール感を持って取り組む必要があります。

また、D Xの推進には、住民目線の面からも取り組む必要があります。目指すところは住民の利便性向上であり、そのためにはD Xによる業務効率化を推進することで人的資源を再配置し、行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められています。

第2章 計画の基本事項

1. 計画の位置づけ

- (1) 令和2年3月策定の「米子市まちづくりビジョン」（第4次米子市総合計画及び第2期米子市地方創生総合戦略）を踏まえ、また、将来像として掲げる「住んで楽しいまち よなご」の実現を情報技術の側面から支えるための計画と位置づけています。
- (2) 第4次米子市行財政改革大綱（令和3年3月）に掲げる「スマート自治体への転換」等の取組を具体化するための方針として位置づけ、第4次米子市行財政改革大綱実施計画と整合を図った計画とします。
- (3) 総務省「自治体D X推進計画」（令和2年12月）が示す取組事項に関する、本市での具体的な方針とします。

2. 計画期間

本計画の計画期間は、国が策定した「自治体D X推進計画」との整合性を図り、令和3年度から令和7年度末までの5年間とします。

ただし、変化が非常に早い昨今のI C Tの進展や社会環境の変化、国の政策や本市の総合計画の進捗状況等を踏まえ、計画期間にこだわることなく、適宜見直しを行います。

3. 推進体制

D Xの推進には、情報部門や企画部門のみならず、実務担当部門等、関連部門の連携が必要です。そのため、本市では、「米子市 デジタル・トランスフォーメーション 推進本部（以下「D X本部」という。）を設置しました。

また、D X本部には、「D X推進チーム」を設置して庁内横断的な体制を構築するとともに、必要に応じて「専門部会」を設けることで柔軟かつ総合的な推

進体制を構築します。

なお、本計画の進捗管理にあたっては、P D C Aサイクルにより取組の見直しを図り、本計画の実効性を高めていきます。

4. 計画の中間改訂

(1) 中間改訂について

本計画の期間は令和3年度から令和7年度までですが、本計画に基づく取組の進捗、社会環境の変化、本市及び国の施策等を反映し、令和5年度に中間改訂をしました。

(2) 改訂した項目と内容

- ・下表の他、「第5章 重点的な取組内容」の取組については、中間改訂の時点で実施済のものは、「令和〇年〇月実施済」等と追記しました。
- ・軽微な語句の修正は、下表には記載していません。

章	ページ	改訂した項目と内容
第1章	p. 1	2. 本市の現状、課題の推計人口を最新の推計値に修正
第2章	p. 3	「4. 計画の中間改訂」を追加
第4章	p. 5	「4. D X推進計画に基づく取組」を追加
第5章	p. 6	1. (1) に「業務の標準化による全体最適化」を追加
	p. 7	1. に「(4) 標準システムへの移行計画の策定」を追加
		2. (1) の普及施策を修正し、「⑤コンビニ証明発行のサービス拡大」を追加
		2. (2) にヘルスケアプラットフォーム実装事業を追加
	p. 8	3. (1) にスマート窓口二次稼働の取組実績に修正
		3. (2) にオンライン申請関連の取組実績を追加
	p. 9	4. (2) に生成 AI に関する内容を追加
	p. 10	5. 公営企業会計システムの電子決裁サブシステム構築に関する内容を追加
	p. 11	6. 個人情報の取扱いを修正
		7. (2) 外部有識者の「登用」を「支援を受け」に修正
	p. 12	8. (2) に主な取組としてE B P M推進に関する内容を追加
	p. 13	9. に主な取組としてテレワークに関する内容を追加
10. 地域社会のD Xに医療・健康分野に関する内容を追加		
p. 14	10. 地域社会のD Xに以下の項目を追加 (2) ヘルスケアプラットフォーム実装事業 (3) フレイル予防アプリの活用 (4) 学校開放事業にかかる施設のオンライン予約・遠隔鍵管理システム	

	p. 15	10. 地域社会のDXに以下の項目を追加 (5) スマートスピーカーを活用した高齢者見守り事業
		11. デジタルデバイド対策に令和5年度までの実績を追加
第6章	p. 16 ～ p. 20	中間改訂で追加した内容に関する用語の説明を追加

第3章 基本方針

先に述べたように、DXを推進することで

「住民の利便性の向上」

「業務効率化」

「人的資源を再配置し行政サービスの更なる向上」

を図ることが求められています。

これらの実現に向けて、次のことに取り組みます。

- ・自治体の情報システムの標準化・共通化
- ・マイナンバーカードの普及促進と利活用
- ・行政手続のオンライン化
- ・AI・RPAの利用促進
- ・BPRの取組の徹底
- ・セキュリティ対策の徹底
- ・デジタル人材の確保及び育成
- ・データ利活用の推進
- ・テレワークの推進
- ・地域社会のDX推進
- ・デジタルデバイド対策

第4章 これまでの取組

1. 行財政改革の取組

本市では、平成17年度から行財政改革に着手し、安定的な財政運営と業務効率化に取り組むとともに、庁内業務のシステム化を積極的に進めてきました。

平成27年度には基幹業務システムを再構築し、システムの維持管理コストの削減、マイナンバー制度等の法改正への確実な対応及びICTを活用したコンビニ収納等の新たなサービスに対応しました。さらに、業務ごとに個別に構築していた業務システムを基幹業務システムパッケージに統合し、業務間連携による全体最適化を図ってきました。

さらには、庁内で問題意識を共有し、手作業が多い業務についてはR P Aを導入したり、紙ベースで処理していた時間外勤務や休暇の申請については、就業管理システムを導入して、より一層の省力化と効率化を推進しました。

2. 社会のデジタル化への対応

近年、I C Tの進歩により多くの人がスマートフォンを利用し、民間の様々なサービスがスマートフォンで完結できるようになり、行政サービスに対しても同様の利便性が求められています。また、新型コロナウイルス等の感染症対策の面からも、手続のために来庁する必要がないオンライン・非対面でのサービス提供がこれまで以上に求められています。

こうした中、行政手続及び行政サービスをパソコンやスマートフォンを用いて申請できる電子申請サービスを導入し、市民並びに事業者の利便性を向上させるとともに、各種申請の受付等をデジタル化することにより事務の効率化を図りました。

また、コロナ禍での困りごと相談窓口の充実や支援制度等の情報を得やすくするため、本市のホームページ上で動作するA Iチャットボット等のサービスを開始しました。

3. スマート自治体への転換

本市では、令和2年度に第4次米子市行財政改革大綱を策定し、将来的に人材確保が困難になる状況も念頭に、限られた人的資源を職員でなければできない業務へ再配置するため、デジタル技術の導入と抜本的な業務プロセスの見直しによる徹底した事務の自動化・省力化を行うこと、その一方で、デジタル技術を駆使した窓口構築や行政手続のオンライン化等により、住民の利便性の向上を同時に達成することを目指し、行財政改革大綱実施計画に基づいて取組を実施しています。

令和3年度には、引越しや戸籍の届け等に伴い複数の手続が必要となる方に対し、住基データ等を利用して必要な手続を自動で提示し、申請書の一括作成、受付等を行う「スマート窓口」を開設し、令和4年度には、対象の手続を拡大しました。

また、本市におけるD Xを着実に推進するため、米子市D X推進本部を立ち上げ「米子市D X推進計画」の策定やD X推進に係る具体的な取組を進めてきました。併せて、D X推進の現場におけるリーダーとなる人材に対し研修を行い「D X推進員」として任命しています。「D X推進員」はD X推進計画の策定に参画するとともに、推進計画実施の現場におけるリーダーの役割を果たすことが期待されています。

4. D X推進計画に基づく取組

令和3年度に本計画を策定し、米子市D X推進本部及び専門部会において計画の進捗管理を行ってきました。

第5章 重点的な取組内容

1. 自治体情報システムの標準化・共通化

自治体の情報システムの多くは自治体ごとに導入されており、制度改正による改修等は個別に対応する必要があるため、運用上の人的負担だけでなく、維持管理にかかる財政的な負担が大きいという課題があります。また、自治体ごとに帳票の様式等が異なるため、住民や企業にとって手続きが煩雑になるという課題もあります。

令和3年9月に、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が施行され、法で定められた地方自治体の事務では、国が定める標準仕様に準拠したシステム（以下「標準システム」）を利用することが義務づけられました。

標準化の対象となる事務

○第1グループ（令和3年夏に標準仕様作成）

住民基本台帳、介護保険、障害者福祉、就学、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税

○第2グループ（令和4年夏に標準仕様作成）

選挙人名簿、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、生活保護、健康管理、児童手当、児童扶養手当、子ども子育て支援（保育）、戸籍、戸籍の附票、印鑑登録

(1) Fit & Gap分析

現行システムと標準システムの仕様を比較し、業務プロセスが変わる箇所を洗い出すとともに、標準システムで効果的に業務を行うために業務プロセスを見直します。

- ・標準化対象範囲の確認 ⇒令和5年8月実施済
- ・現行業務フローと標準化業務フローの差異の確認⇒令和5年8月実施済
- ・機能要件の確認 ⇒令和5年8月実施済
- ・帳票要件の確認 ⇒令和5年8月実施済
- ・業務の標準化により、基幹業務の全体最適化を図る

(2) 近隣自治体との連携

前述の情報収集や、現行業務の見直し等を近隣の自治体と連携して実施します。また、標準システムに移行した後、より効率的に業務を行うため、複数自治体が共同運営する集中事務処理センター等、新たな行政事務処理体制のあり方を検討します。

(3) ガバメントクラウドへの移行

国が主導して整備される全国的なクラウド（ガバメントクラウド）を活用して標準システムを利用するよう努めることとされており、令和7年度末までにガバメントクラウドに移行することを想定しながら、今後、ガバメントクラウドの仕様をふまえて、詳細な移行計画を検討していきます。

(4) 標準システムへの移行計画の策定

標準システムへの移行は、作業工程が多岐にわたる上、長期間にかかるため、手戻りなく確実に作業を進めるために、作業内容とスケジュールを整理する移行計画を令和5年度中に策定します。

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
F I T & G A P 分析	→			実施済	
移行計画の策定			→		
標準システムへの移行				→	
ガバメントクラウドへの移行				→	

2. マイナンバーカードの普及促進と利活用

(1) マイナンバーカードの普及促進

安全、安心で利便性が高いデジタル社会を実現するためには、マイナンバーカードの公的個人認証機能が欠かせません。できるだけ早く多くの方にマイナンバーカードが普及することで、マイナポータルを民間、行政問わず様々なオンラインサービスの入口として利用する等、行政サービスのあり方を変えることにつながることを期待されることから、本市でも積極的にマイナンバーカードの普及促進に取り組みます。

- ①令和2年度から実施している企業、自治会、公共施設への出張受付サービスを継続するとともに、高齢者福祉施設等でも出張申請受付を実施します。
- ②来庁困難な方へのお出張交付サービスを実施します。
- ③多くの方にマイナンバーカードの交付申請をしていただくため、市広報紙、自治会へのチラシ配布、動画広告、テレビCMやウェブサイトへの動画投稿等の広報を実施します。
- ④コンビニ証明発行、引越しワンストップサービス等について、マイナンバーカードの利便性を実感していただけるように広報し、推進していきます。
- ⑤コンビニ証明発行で、マイナンバー記載の住民票の写し及び市外在住者で本籍地が米子市の方の戸籍証明書と戸籍の附票の写しが取得できるようサービスを拡充しました。

(2) マイナンバーカードの利活用

マイナンバーカードを利用したサービスの提供を検討します。

令和5年度から、米子市ヘルスケアプラットフォーム実装事業において、マイナンバーカードの共通認証基盤（マイキープラットフォーム）を利用した地

域共通デジタル診察券機能の実装やPHR（パーソナルヘルスレコード）を活用した医療サービスの実現に向けた準備を進めています（詳しくは、p. 13「10. 地域社会のDX」のとおり）。

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
申請受付窓口の拡大	→				
広報の集中的な実施	→				

3. 行政手続のオンライン化

(1) スマート窓口の拡充

スマート窓口は、引越しや出生、結婚等のライフイベントがあるとき、申請者の住基情報等をシステムで自動的に参照して、ご本人に適した手続をご案内するシステムです。タブレット端末を利用して複数の手続の届出や申請を一括して受付し、それぞれの手続の担当課等にデータ連携することができるものであり、令和3年度から本庁舎1階で開設しています。

令和4年10月には手続を拡充し、介護保険、国民健康保険、保育園入所、飼い犬の管理等の手続を開始しました。

(2) オンライン申請の推進

全庁的に、押印のルールを見直し、先行事例を調査し、利用者目線で再検討して対象手続を拡充します。また、法令や制度上の制約によりオンライン申請ができない手続について、今後の法改正等の動向を注視し、より多くの手続でオンライン申請を実現できるようにします。

計画期間中の主な取組と実績

- ・新とっとり電子申請サービス
⇒令和5年9月末現在で134手続（申請期限が終了したものを除く）
- ・「特に国民の利便性向上に資する手続（31手続）」の電子申請
⇒令和5年3月利用開始
- ・マイナポータルからの申請を連携する申請管理システムの構築
⇒令和5年2月に引越しワンストップサービスの運用を開始
- ・体育施設予約システム ⇒令和4年4月利用開始
- ・預貯金調査の電子化 ⇒令和4年度導入済
- ・キャッシュレス決済の推進（クレジット決済、電子マネー、スマホアプリ対応）
⇒令和4年11月、窓口での証明発行手数料の支払いで利用開始

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
スマート窓口の拡充	システム構築	窓口運用開始	(二次稼働)		
オンライン申請の推進	電子申請システムの更改	先行事例を参考に再検討	対象手続きの拡充		

4. AI・RPAの利用促進

(1) RPAの利用拡大

「デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月）」では、人口減少のピークを迎える2040年頃を見据え、限られた労働力を対人業務等の職員が行うべき業務に振り向けるため、自治体の業務のあり方そのものを刷新する必要性がうたわれており、AI・RPA等は、そのための有力なツールとして積極的に活用すべきものとされています。

本市では、令和2年度以降、複数の事務でRPAを導入していますが、現状における利用範囲は限定的です。そこで、業務効率化の意識醸成と合わせて、RPAのシナリオ作成等の研修を実施し、RPAの導入により効率化・省力化を図る業務を拡大しています。

(2) AIの活用

本市では、職員が行う作業の補助として、音声認識AIによる会議録作成、相談記録のテキスト化、AIチャットボットを導入（一部は運用中）しており、今後は情報発信分野でのAI利用も検討していきます。

民間では幅広い分野でAIの実用化が進んでいますが、自治体のAI導入は大幅に遅れています。その理由の一つとして、AIが導いた結果に対して自治体としての説明責任を果たすことの難しさが挙げられます。

現時点で実現可能性が高いアイデアとして、審査事務や相談業務において職員の経験や判断を補う目的で、過去の類似事例等を参照したり、質問すべき事項等を教示するようなAIの利用が考えられます。

AIを利用したシステムの開発または機械学習型AIの精度を向上させるためには相当数の学習事例が必要なため、単独の自治体で取り組むことは困難であり、ベンダーと共同開発したりLGWAN-ASPのように自治体が多く利用するクラウドサービスを検討していきます。

生成AIについては、業務の効率化を図る上での強力なツールとして期待される一方で、利用する側の知識や慎重さが求められます。メリットとデメリットを正しく理解して業務に活用するため、職員による勉強会等を実施します。

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
AI、RPAの利用拡大	→				

5. BPR（業務の抜本的な見直し）の取組の徹底

DXを効果的に推進するためには、現状の業務に合わせてシステムを導入するのではなく、デジタル技術を最大限に利用する前提で業務プロセスを抜本的に見直すことが不可欠です。そのため主要な業務で業務フローを作成し、業務プロセスの問題点を可視化し共有するとともに、業務引継や新任者の教育を円滑に行えるようにします。

業務プロセスの見直しにおいては、デジタル処理を前提として、押印廃止、ペーパーレス化を進めます。紙文書の置き換えによるペーパーレスだけでなく、電子申請をより効果的に運用するためにも電子決裁等を導入し、「入口から出口まで」シームレスにデジタル処理することを目指します。

また、職員でしか行えない業務、またはアウトソーシングが可能な業務を洗い出し、職員配置を重点化すべき業務を明らかにします。定型的な業務については、自動化（システム導入、RPA処理）、集中化（事務の集約）、アウトソーシング（外部の事務処理センター等）を検討します。

計画期間中の主な取組と実績	
・生活保護スマートケースワーク支援システム構築	⇒令和5年4月運用開始
・障がい福祉相談スマート受付	⇒令和5年4月運用開始
・相談業務支援システム構築	⇒令和4年度運用開始
・電子決裁システム構築	⇒令和5年3月運用開始
・契約管理システム構築	⇒令和4年度構築済
・電子契約サービス	⇒令和5年4月運用開始
・就業管理システム	⇒令和3年8月運用開始
・人事給与システム再構築	
・タブレット端末及び庁内LANの一部WiFi化	⇒令和4年度運用開始
・公営企業会計システムの電子決裁サブシステム構築	

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
業務プロセスの見直し	→				
システム導入、アウトソーシング		→			

6. セキュリティ対策の徹底

本市では「米子市情報セキュリティポリシー」を策定し、市全体で情報セキュリティ対策に取り組んでいます。課題としては、クラウドシステムの利用拡大、行政手続のオンライン化やテレワーク実施等、新たな動きの中で利便性の向上とセキュリティの確保を両立させることが求められています。

「米子市情報セキュリティポリシー」は令和5年4月に改定しています。また、個人情報保護法の改正に伴い、自治体ごとに条例で規定していた個人情報の取扱いを全国で統一することになったため、個人情報保護法等に沿って個人情報を適切に取り扱います。

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
セキュリティポリシーの見直し			→		
セキュリティ対策の実施	→				

7. デジタル人材の確保及び育成

(1) 職員の育成

自治体D Xを着実に推進するためには、情報部門やデジタル技術に詳しい一部の職員だけがD Xに取り組むのではなく、全ての職場において変化に対する当事者意識をもち前向きにD Xに取り組める職員を育成する必要があります。

本市では、令和3年に取組の中心的な役割を担う職員としてD X推進員、D X推進員サポーターを任命しました。これらの職員が中心となり、組織全体としてチャレンジしていく意識を醸成します。

また、令和3年度から管理職または実務担当者の役割別の研修を実施していますが、これを継続していきます（業務フロー作成研修、R P A研修等）。

D X推進員	D Xの推進に意欲のある職員の中から任命。D X推進のための活動及び他の職員に対する指導、助言を行う。
D X推進員サポーター	D X推進員の活動を支援するため、各職場のリーダー的立場にある職員の中から任命。

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
職員の育成	→				

(2) アドバイザーの活用

個別の取組において、必要に応じて外部有識者の支援を受けて効果的に推

進することとします(例:生成AIについて先進的な取組をしている自治体の助言を求める 等)。

8. データ利活用の推進

(1) GISの活用

本市では、平成29年度に統合型GIS (Geographic Information System: 地図情報システム) を導入し、市の業務に利用するだけでなく、地図情報の一部をインターネットで公開しています。公開した地図情報を見ていただくことで、簡易的な問い合わせが減るメリットがあります。GISデータを全庁的に共有することで業務効率化を図り、複数のデータを重ね合わせて分析することでEBPM (証拠に基づく政策立案) モデルとするとともに、職員のデータ分析スキル向上等に取り組みます。

(2) データ利活用

本市が保有するデータを流通、活用することで自立的で個性豊かな地域社会の形成、新たな事業の創出等を目指します。

個人情報保護法 (令和5年改正個人情報保護法施行) において、行政が保有する個人情報について匿名加工情報として民間へ提供し、新しい産業の創出等に役立てることがうたわれています。本市では、令和3年度から令和4年度において、官民連携の取組として、国民健康保険システムのデータを分析し、市民の健康づくりに役立てる試みを実施しており、協定を締結したベンダーに情報を提供しました。

計画期間中の主な取組


EBPM (証拠に基づく政策立案) 推進を図るため、セルフリサーチツール「DS. INSIGHT」を試験導入する。(令和5年度に導入開始)

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
GISの市民公開		公開する地図データの拡充			
データ利活用					

9. テレワークの推進

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、全国的にテレワークを導入する動きが広がりました。出勤や移動にかかる時間の有効利用につながり、場所や時間にとらわれない働き方の実現として期待されています。その一方で、紙の文書への押印や対面でのやりとりを前提とする業務形態がテレワークの妨げになるため、押印廃止やペーパーレス化の取組も合わせて推進します。

計画期間中の主な取組と実績
<ul style="list-style-type: none"> 文書決裁システムを導入し、実施可能な業務で押印廃止やペーパーレス化を実施。 ⇒令和5年3月運用開始 感染症の流行や災害時におけるBCP（業務継続計画）対策として、より多くの職員がテレワークシステムを利用できるようライセンスを追加。 ⇒令和5年4月追加済

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
テレワークの推進					

10. 地域社会のDX（公共交通、農業、医療・健康分野 等）

今後、地域住民の高齢化が進むにつれ、産業の担い手の確保の問題、より便利な公共交通、効率的で質の高い医療の提供、行政情報発信のあり方等について、地域社会のニーズが高まっていくことが予想され、これを解決する手段の一つとしてDXへの期待が高まっています。

(1) 自治体DX推進協議会の事業

行政と民間企業が連携して取り組む必要があるため、令和4年1月に設置した自治体DX推進協議会（鳥取県西部及び島根県東部の3市5町で発足）に、民間企業からも参画していただく中で、まずは、各分野の現状、ニーズ及び課題を共有するところから始め、関係団体と連携して、自治体及び地域のDX推進にかかる次の事項の研究、検討、協議、調整に取り組んでいきます。

- ①地域における情報化の推進
- ②自治体情報システムの標準化及び共通化
- ③構成団体相互の情報共有、情報交換
- ④地域及び自治体のDXを推進するための人材育成
- ⑤共同事務処理センター構想に関する検討

(2) ヘルスケアプラットフォーム実装事業

令和5年度からデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、本市と鳥取大学医学部附属病院が実施主体となる「米子市ヘルスケアプラットフォーム実装事業」のシステム構築を行います。この事業は、本市、鳥取大学医学部附属病院、山陰労災病院、米子医療センター、博愛病院が連携して、地域共通デジタル診察券機能の実装やPHR（パーソナルヘルスレコード）を活用した地域医療サービスの実現に向けた取組です

①地域共通デジタル診察券・PHR機能

- ・マイナンバーカードの共通認証基盤（マイキープラットフォーム）を利用する。
- ・マイナポータル自己情報取得API及び医療保険情報APIを利用する。
- ・事業に参画する病院の電子カルテを参照する。

②フレイル対策機能

フレイル予防アプリと連携し、アプリの利用拡大を図ります。

③地域情報ポータル

クーポン、地域情報、イベント、ヘルスケア、宅配サービス、夜間休日診療等の情報を配信し、生活の充実やサポートを行います。

(3) フレイル予防アプリの活用

日常的にフレイル予防に取り組んでいただくために、米子市フレイル予防アプリを活用します。フレイル予防実践教室やヘルスケアプラットフォーム事業との連携等により、アプリを利用する機会の拡大を図ります。

・市からのお知らせ機能

フレイル予防に役立つ情報を配信します。市の主催するフレイル予防教室等の最新情報もいち早く知ることができます。

・フレイル度チェック機能

25項目の質問に答えてフレイル度を判定します。過去のチェック結果は記録され、改善度等を比較することができます。

・わたしの記録機能

食事、運動、体力測定の結果等、日々の健康づくりの取組を記録できます。

・フレイル予防実践教室の申込み及び記録機能

(4) 学校開放事業にかかる施設のオンライン予約・遠隔鍵管理システム

デジタル田園都市国家構想交付金を活用して、小中学校体育館の利用手続きにかかる負担を軽減し、市民の運動機会を増やすため、スマートフォン等で施設の予約及び使用料のオンライン決済が可能となり、予約時に受け取った暗証番号で施設を開錠して利用することが可能となるシステムを構築します。

(5) スマートスピーカーを活用した高齢者見守り事業

増加する単身高齢者に対する持続可能な見守り体制の構築を目的とし、誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らせる共生のまち「米子」となるために、スマートスピーカーを活用した高齢者見守り事業を令和5年1月から行っています。

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
自治体DX推進協議会での取組	→				
ヘルスケアプラットフォーム実装事業			→		
施設のオンライン予約・遠隔鍵管理システム			→		
スマートスピーカーを活用した高齢者見守り事業			→		

1 1. デジタルデバインド対策

デジタル社会が進展し、さまざまな手続でオンライン申請等が利用できるようになると、多くの方が利便性を享受できる一方、パソコンやスマートフォン等を利用できる環境の無い方やデジタル機器が苦手な方にとっては、手続の機会を失うことにもなりかねません。あらゆる世代、あらゆる産業を対象とする行政サービスにおいて、社会全体にデジタル化によるメリットを、誰一人取り残さない形で広くいきわたらせていくことが求められています。

- ・ オンライン申請教室、民間のスマホ教室との連携
⇒令和5年度に市内公民館でスマホ講座を開催しました。
- ・ デジタル活用支援員等の地域人材の育成と活用
- ・ オンライン申請が困難な方に対するオンライン申請サポート体制
⇒令和5年度にデジタル活用臨時支援窓口を開設しました。
- ・ 行政施策に関連するアプリやウェブサービスの紹介

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
オンライン申請教室			→		
地域人材の育成と活用		→			

第6章 用語の説明（五十音順 アルファベット順）

オープンデータ

国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、

- ①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
- ②機械判読に適したもの
- ③無償で利用できるもの

といういずれの項目にも該当する形で公開されたデータのこと。（「オープンデータ基本指針」（平成29年（2017年）5月30日IT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定））

ガバメントクラウド（G o v - C l o u d）

政府及び自治体の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境であり、標準仕様に準拠して開発した自治体の基幹業務システムをガバメントクラウド上に構築し、自治体が利用する計画とされている。

官民データ

電磁的記録に記録された情報であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるものをいう。

キャッシュレス決済

支払い・受取りに現金を使用せず、クレジットカードや電子マネー、QRコード等を利用して決済する方法のこと。

クラウドサービス

データやアプリケーションを、ネットワーク経由でサービスとして利用するもの。利用者側はパソコンやインターネット回線など最低限の環境を用意すればよく、機器の調達やシステムの構築、管理等のコストが削減でき、業務の効率化が図れるというメリットがある。

公的個人認証

オンラインで(=インターネットを通じて)申請や届出といった行政手続等やインターネットサイトにログインを行う際に、他人による「なりすまし」やデータの改ざんを防ぐために用いられる本人確認の手段。「電子証明書」と呼ばれるデータを外部から読み取られるおそれのないマイナンバーカード等のICカードに記録することで利用が可能となる。

電子証明書には、以下の2種類がある。

- ・ 署名用電子証明書

インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用し、「作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真正なものであり、利用者が送信したものであること」を証明するもの。

- ・ 利用者証明用電子証明書

インターネットサイトやコンビニ等のキオスク端末等にログインする際に利用(例:マイナポータルへのログイン、コンビニでの公的な証明書の交付)し「ログインした者が、利用者本人であること」を証明するもの。

スマート自治体

AI(人工知能)等を活用し、自治体の事務処理を自動化したり業務を標準化したりして、行政サービスなどを効率的に提供する自治体を意味する言葉。

チャットボット

インターネットを介してリアルタイムに会話をする仕組みのこと。

デジタルデバイド

パソコンやスマートフォン等の情報機器を利用する能力、またはインターネット等の情報通信環境の有無により、利用できる人と利用できない人の間に情報格差や利便性の格差が生じる問題のこと。

テレワーク

ICTを活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。雇用型テレワークの例としては、在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィスでの勤務。自営型テレワークの例としては、SOHO、在宅ワーク、クラウドソーシング等がある。

マイキープラットフォーム

図書館の利用カードや診察券等、様々なカードの利用番号をマイキーID（マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用して、本人が任意で作成するID）と紐付けることにより、マイナンバーカードのみで各種カードを必要とするサービスを利用可能とする共通情報基盤。

マイナポータル

マイナンバー制度の導入に合わせて構築した、国民一人ひとりがアクセスできるポータルサイトのこと。自己情報表示機能、情報提供等記録表示機能、プッシュ型サービス、ワンストップサービス等を提供する基盤であり、国民一人ひとりが様々な官民のオンラインサービスを利用できる。

マイナンバー

日本国内に住民票を有する全ての方が一人につき1つ持つ12桁の番号のこと。外国籍でも住民票を有する方には住所地の市町村長から通知される。マイナンバーは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平、公正な社会を実現するための社会基盤。その利用範囲は法令等で限定されており、社会保障、税、災害対策分野の行政手続で利用されている。

ワンストップサービス

複数の場所や担当に分散していた関連する手続やサービス等を1か所でまとめて提供するようにしたもの。

AI

Artificial Intelligence の略。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。近年注目されている生成AIは、新しいコンテンツ（文章や画像など）を生成することを目的としたAIであり、業務を効率化するための強力なツールとして期待される一方、生成物の真偽や著作権の侵害等に注意を払う必要があるなど、慎重に利用することが求められる。

API

Application Programming Interface の略。ソフトウェアやプログラム、Webサービスの間をつなぐ仕組み。例として、オンラインショッピングでクレジットカード

ードで支払いする際に、ショッピングサイト運営会社とクレジットカード運営会社がAPI連携することで決済の可否を確認するという利用方法がある。

B P R

Business Process Re-engineering の略。業務の本来の目的に向かって、既存の組織や制度を抜本的に見直し、業務プロセスやシステムをデザインし直すという考え方。

C I O

Chief Information Officer の略。組織の最高情報責任者として、情報システムを最適化するとともに、ICTの視点をもち経営の変革を推進する役割を担う。

D X

Digital Transformation の略。デジタル技術やデータの利活用及びそれに伴う組織、制度の変革が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

E B P M

Evidence Based Policy Making の略。統計や業務データ等の客観的な証拠に基づく政策立案のこと。

F i t & G a p 分析

F i t は『適合』、G a p は『かい離』を表す。導入するシステムと業務プロセスにおいて、必要とする機能がマッチしているかを分析する作業のこと。機能の過不足を確認する作業。

I C T

Information and Communication Technology の略。インターネット等の情報通信技術を利用した産業やサービス等の総称。

I o T

Internet of Things の略。「モノのインターネット」と称される。自動車、家電、ロボット、施設等あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りを

することにより、モニタリング、予防・予知保全、データ連携・モバイル連携、遠隔制御等を行うこと。

L G W A N - A S P

地方自治体を相互に接続する専用ネットワーク上で、様々な業務システムを提供するサービス。利用する自治体のメリットとして、高いセキュリティが保たれた環境であること、サービスとして利用することができるためサーバー等の調達や維持管理が不要であること等がある。

P D C A サイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（対策・改善）のサイクルを繰り返し、継続的な業務改善を図る手法。

P H R

Personal Health Record の略。個人の健康診断結果や服薬歴等の医療・健康等に関する履歴情報の一元的な電子記録及び、本人や家族が記録を正確に把握するための仕組み。

R P A

Robotic Process Automation の略。コンピュータを操作して行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作によって代替すること。

S o c i e t y (ソサエティ) 5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実社会）を高度に融合させたシステムにより経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会と定義され、狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く社会のこと。

S N S

Social Networking Service の略。メッセージや写真、日記等を通じて友人や知人等とインターネット上でつながる、個人間の交流を支援するサービスのこと。

第7章 ロードマップ

令和6年3月

		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	主な事業の説明
米子市の取り組み	庁内基幹業務	<p>【運用中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和2年度 ・J-LISワーク実証 ・LINE WORKS運用 ○令和3年度 ・タブレットによる生保訪問支援端末 ・就業管理システム運用 ・保育園ICT化運用 ・電子契約実証 ・AI相談パートナー実証 ・スマート窓口一次稼働 ・本庁～出先 窓口相談テレビ会議システム運用中 	<p>【運用中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和4年度 ・電子決裁システム構築 ・契約管理システム構築 ・電子契約サービス ・本庁舎Wi-Fi化 ・重層的相談情報共有システム構築 ・スマート窓口二次稼働 	<p>標準準拠システムへの移行</p> <p>住民基本台帳、介護保険、障害者福祉、就学、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、選挙人名簿、国民年金、後期高齢、生活保護、健康管理、児童手当、児童扶養手当、子ども子育て支援（保育）、国保、戸籍、戸籍の附票、印鑑登録の20業務が対象となる</p>			<p>○次期基幹業務システム（令和7年度稼働）は、国標準仕様に基づくシステムを導入。国が調達するガバメントクラウド上に構築する。</p> <p>○自治体DX推進協議会構成団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市、境港市、琴浦町、大山町、日南町、江府町、安来市、奥出雲町 <p>○公営企業会計システムの電子決裁サブシステム導入を検討中</p>
	AI・RPA	<p>【運用中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○AIサービス ・多言語翻訳アプリ、保育所入所選考システム、チャットボット「いつでもアンサー」 	<p>生成AIの検討</p> <p>生成AIの利用</p>			<p>○生成AIの検討</p> <p>○RPAの利用拡大</p>	
	市民向けサービス	<p>【運用中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○とっとり電子申請サービス ○スマホアプリ ・ごみ資源物分別アプリ、母子手帳アプリ、なかよし学級（学童保育）アプリ、広報紙等電子化配信アプリ ○キャッシュレス決済 ○体育施設予約システム（県、鳥取市共同利用） ○スマートスピーカー（高齢者見守り事業） 	<p>米子市ヘルスケアプラットフォーム構築・運用</p> <p>フレイル予防アプリの利用拡大</p> <p>学校開故事業施設のオンライン予約・遠隔鍵管理システム構築・運用</p> <p>公開型GIS（認定路線、ハザードマップ等）の利用拡大</p> <p>データ利活用、EBPMの実践</p>			<p>○米子市ヘルスケアプラットフォーム</p> <p>データ連携基盤を活用し、より効率的で、適切な医療の提供を図るとともに、市民の。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域共通デジタル診察券 ・PHR ・フレイルチェックの拡大 ・地域情報ポータル <p>○GIS（地図情報システム）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に庁内合同で調達 	
	人材育成	<p>デジタル人材育成</p> <p>自治体DXを定着させるために</p> <p>①仕事と組織のマネジメントの強化 ②職員のキャリアマネジメント（人材育成）</p>	<p>DX推進計画を元に研修 RPA実技研修</p>			<p>○DX推進員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化を担う職員を長期育成 <p>○管理職向け研修</p> <p>○実技研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・RPA、マクロを作成できる職員を育成する。 	